

第37回遠賀町夏まつり出店販売 実施要領

1. 会場 遠賀総合運動公園グラウンド（遠賀町大字広渡23-6）
2. 開催日時 令和5年8月26日（土）18時00分～20時40分 順延無し
※20時40分販売終了のため、これ以降お客様を並ばせないで下さい。
3. 出店事業者について
 - (1) 遠賀町商工会会員（令和5年6月に行う理事会での加入承認事業者まで）かつ実行委員会が認める事業者とする
 - (2) 主たる事業が飲食業、小売業であること
 - (3) 出店申込数が出店募集枠数を超えた場合は町内事業者優先とし、町外事業者については抽選で選定する
 - (4) 出店者は原則出店者説明会に出席した者のみとする。7月26日（水）14時
 - (5) 電源、机、椅子、テント等は、各自持参とする。水くみ可能（水道設備あり）
4. 出店募集小間について
 - (1) テント : 23小間 間口最大3.6m×奥行き6.5m以内
キッチンカー : 3小間 間口最大6.5m×奥行き4.0m以内
※発電機は区画内に設置すること
 - (2) テントについては直射日光や雨風を防ぐことができるように、天井と3方向を覆う（例：ブルーシートや日よけシート等）こととする
※福岡県食品衛生法の対象とならない品、商品を提供する場合は覆う必要ない
 - (3) 1事業所1小間まで申込できるものとする
 - (4) 火を使用する出店者に関しては、不燃性（石膏ボード、コンクリートブロック等）の台もしくは不燃シート（防災シートではない）で被覆した台の写真を添えて申込を行うものとする
 - (6) 出店事業者の当日準備は昼12時からです。前日の荷物搬入は行わないで下さい。
5. 移動販売車（キッチンカー）による出店について
 - (1) 指定された出店スペースに移動販売車（車両販売）コーナーを設けます
 - (2) 出店者会議で指定された時間以外での搬入、搬出は禁止です
 - (3) あらかじめ車両販売の許可をとった事業者のみ販売が可能です
 - (4) 申込時に移動販売車の写真を添付し申込をお願いします
6. 出店事業者の選定
出店の選定にあたっては、遠賀町夏まつり実行委員会により選定する。
7. 出店費用（保険料）
保険料等は追って連絡。消火器レンタル料：2,000円
※実行委員会が加入している保険と同程度のものに加入している場合、保険証券の写しを実行委員会に提出すれば、出店料は免除とする
8. 出店申請及び出店許可
 - (1) 出店希望者は、「様式1：出店申込書」及び「様式2：出店従事者届」並びに「様式3：誓約書」、付属書類を実行委員会に提出しなければならない

(2) 実行委員会が出店申込書を審査し適当と認められる場合に出店を許可する

9. 出店の拒否

実行委員会は、次に掲げる場合においては、出店を許可しない。

- (1) 出店許可を得ようとする者が暴力団、暴力団関係企業、関係団体、又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合
- (2) 出店許可を得ようとする者が暴力団等を従業員として使用すると認められる場合
- (3) 出店許可を得ようとする者が暴力団等にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合

10. 出店許可の取消し

(1) 実行委員会は、出店事業者が関係法令及びこの実施要領に違反したとき、又は事業運営上不適応であると認められたとき、並びに次に掲げるものに該当する場合、出店許可を取り消すことができる。また出店を取り消された場合3年間の当該まつりへの出店を禁ずる。

- ・ 出店許可を得た者が暴力団等であると判明した場合
- ・ 出店許可を得た者が虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- ・ 出店許可を得た者と現に出店している者が異なることが判明した場合
- ・ 出店許可を得た者が暴力団等にみかじめ料等の名目を問わず、金品を渡した場合
- ・ 暴力団等を従業員として使用した場合
- ・ 営業中に、粗暴、卑猥な言動、行動等でお客様と他の出店者、実行委員会及び関係団体に迷惑をかける行為を行った場合
- ・ 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗暴な服装や態度をとった場合
- ・ 出店の自主チェック表のチェック項目を満たしていない場合
- ・ 実行委員会関係者の指示に従わない場合

11. 従事者の届出

従事者は代表者も含め 1小間最大8名までとする（但し、中学生以下は除く）

出店しようとする者がやむを得ず事前に申請した以外の者を従事者として使用するときは、当該従事者の氏名、住所、性別、生年月日等を実行委員会に届け出なければならない。

12. 遵守事項

出店事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所は、実行委員会の指示に従うこと
- (2) 加熱工程がある場合は、全ての食品を中心部までしっかりと加熱すること
- (3) 1業種につき、1つの販売台を用意すること
- (4) 腐敗しやすい食品（食肉、魚介類、卵等）や冷凍食品を取り扱う際は、清潔な冷蔵庫、冷凍庫又は冷却材を十分入れたクーラーボックスを設け、温度計を用いて適切な管理を行うこと
- (5) 食品を取扱う使い捨て手袋を必要に応じて使用すること
- (6) 火気及び発電機を使用する1事業所に対し、使用可能な（使用期限切れでない、安全栓が抜けていない）10型消火器を1つ準備すること
- (7) 発電機については営業開始前に燃料を満タンにしておくこと
- (8) 発電機は風通しの良い平らな場所に設置すること
- (9) 発電機は可燃物から1m以上及び火気から2m以上離すこと。通行の障害と

ならないように配線し、漏電防止措置をとること

- (10) 燃料容器は消防法適用の金属缶のものを使用すること
- (11) 燃料容器の置き場所は、火口から離れた風通しの良い場所であること
- (12) 燃料容器のエア抜キネジは締まっていること（給油時は圧抜きすること）
- (13) 燃料容器は燃料を補給する場合は火気から5m以上の距離をとること
- (14) コンロ等は、安定した不燃性の台上もしくは不燃シートで被覆した台上で使用すること
- (15) コンロ等の周囲は、整理整頓されていること
- (16) コンロ等と可燃物との離隔距離が保たれていること
 - ┌火口露出型（上方100cm、側方15cm）
 - └火口隠ぺい型（上方50cm、側方4.5cm）
- (17) ガスボンベは通気性の良い場所に置き転倒防止の処置をすること
- (18) ガスボンベのゴムホースは、従事者が躓いて転倒しないように対処すること
- (19) ゴムホースはガス専用であり、亀裂劣化がないものを使用すること。接続部分はホースバンド等で締め付けること
- (20) 器具に対してボンベは専用であること
- (21) ガスボンベを分岐使用する場合は、器具毎に開閉栓があること
- (22) カセットコンロを2台以上並べて使用しないこと
- (23) 火口に対して調理器具が大きすぎないこと
- (24) カセットコンロを炭の火起こしに使用しないこと
- (25) 電熱器具は定格容量に適した配電になっていること
- (26) 電熱器具の配線は保護していること
- (27) 固形燃料（炭、わら等）を使用する場合、残灰処理の準備をすること
- (28) 販売品目は、申請内容と相違ないものとする
- (29) 出店事業者は、衛生に十分配慮するとともに、宗像遠賀保健福祉環境事務所の指導に従い販売許可を得ること。なお、宗像遠賀保健福祉環境事務所への臨時営業許可申請は出店事業者が自ら行うこと
まつり当日は、臨時営業許可証を出店区画の表から見える位置に掲示すること
- (30) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込みなど不当な販売行為を行わないこと
出店従事者が立入禁止区域に理由なく進入した場合、販売中止とする
- (31) 第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負わなければならないこと
- (32) ゴミの放置をしないこと。各事業者が出したゴミについては各自持ち帰ること
また事業終了後速やかに、出店した物品、ゴミを搬出し、原状に復すこと
- (33) その他要領に明記されていないことについては、実行委員会の指示に従うこと
- (34) 出店に関して疑義のある場合、出店者に調査、報告を求める

13. その他

- (1) 会場内における金銭のやりとりについて実行委員会は一切関知しないため、出店事業者と購入者とで責任をもって行うこと
- (2) 開催中止により生じた派生的、付随的、間接的損害について実行委員会では一切責任を負わない